

参考資料

浦安市ソーシャルサポートセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（令和2年規則第17号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（条例第3条に規定するセンターの開館時間等）</p> <p><b>第2条</b> 条例第3条に規定するセンターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p><u>2 条例第4条第1号に掲げる事業を行う時間は、午前10時から午後4時までとする。</u></p> <p>（利用定員）</p> <p><b>第4条</b> センターの1日の利用定員は、おおむね<u>15人</u>とする。</p>	<p>（条例第3条に規定するセンターの開館時間）</p> <p><b>第2条</b> 条例第3条に規定するセンターの開館時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>（利用定員）</p> <p><b>第4条</b> センターの1日の利用定員は、おおむね<u>30人</u>とする。</p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前

別 記

第1号様式 (第5条)

浦安市ソーシャルサポートセンター利用承認申請書

年 月 日

(宛先) 浦安市ソーシャルサポートセンター指定管理者

省 略

利 用 者	ふりがな		生年 月日	年 月 日( 歳)
	氏 名			
	住 所			
	電 話			

添付書類

診療情報提供書 (第2号様式)

第2号様式 (第5条)

診療情報提供書

(宛先) 浦安市ソーシャルサポートセンター指定管理者

省 略

別 記

第1号様式 (第5条)

浦安市ソーシャルサポートセンター利用承認申請書

年 月 日

浦安市ソーシャルサポートセンター指定管理者 様

同 左

利 用 者	ふりがな		生年 月日	年 月 日( 歳)
	氏 名			
	住 所			
	電 話			
<u>病院又は診療所</u>				
<u>利用したい事業</u>				

第2号様式 (第5条)

診療情報提供書

浦安市ソーシャルサポートセンター指定管理者 様

同 左

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前

第3号様式（第6条第2項）

省 略

浦安市ソーシャルサポートセンター利用承認・不承認通知書

省 略

決定の区分		<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認
利用者	氏 名		
	住 所		
不承認の理由			

省 略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

第3号様式（第6条第2項）

同 左

浦安市ソーシャルサポートセンター利用承認・不承認通知書

同 左

決定の区分		<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認
利用者	氏 名		
	住 所		
利用内容			
不承認の理由			

同 左